

佐野市監査委員告示第20号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和7年12月25日

佐野市監査委員 高橋孝之

佐野市監査委員 井川克彦

第1 対象部課

総合政策部（政策調整課、総合戦略推進室、広報ブランド推進課、財政課、財産活用課、秘書課、市民税課、資産税課、収納課）

第2 監査期間

令和7年10月24日（金）から同年12月25日（木）まで

第3 監査の結果

1 政策調整課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 総合戦略推進室

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 広報ブランド推進課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 財政課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 財産活用課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

また、市有財産の管理及び貸付契約並びに庁舎管理の状況は適切に処理されている。

6 秘書課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

7 市民税課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

8 資産税課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

9 収納課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。